

判例研究

保険金受取人の指定のないときに被保険者の

〔商法 三六四〕

法定相続人に支払う旨保険約款上定められて
いる場合の法定相続人の保険金の取得割合

東京高裁平成三年九月一九日民事四部判決
東京高裁平成二年（ネ）三七七六号保険金請求控訴事件
原判決被告敗訴部分取消・請求棄却（上告）
高民集四四卷三号一六〇頁、判例時報一四〇七号一五頁

〔判示事項〕

一 保険約款に基づき被保険者の法定相続人が受取人となる
場合には、被保険者の死亡時の被保険者の法定相続人が受取人
となる。

二 死亡保険金は、相続財産ではなく、相続人の固有財産で
あって、一旦保険契約者に帰属したうえで、相続によってその
法定相続人に移転するものではないから、受取人である法定相
続人が複数である場合には、民法四二七条により各相続人が均
等の割合によってこれを取得する。

〔参照条文〕

商法六七五条、民法四二七条、五三七条、一二九条

〔事実〕

原告Xの妻Aは被告Yとの間で、昭和六一年七月一日、次の
内容の積立女性保険契約を締結した。

（一） 保険契約者 A

（二） 保険者 Y

（三） 被保険者 A

（四） 死亡保険金受取人

指定なし。もっとも、保険約
款上、死亡保険金受取人の指
定のないときはAの法定相続
人に支払うものと規定されて
いた。

（五） 保 險 金 事故による死亡の場合は一〇〇万円

（六） 保険期間 昭和六一年七月一日午後四時から同六

六年七月一日午後四時まで

Aが昭和六三年九月二八日事故により死亡したため、YはAの相続人であるXおよびAの兄弟姉妹（代襲相続人も含む）の合計一〇名に、各自平等の割合でそれぞれ一〇〇万円の保険金を支払った。

これに対してXは、かかる場合には、保険金請求権は法定相続分にしたがって相続人に帰属するとし、自らの受領すべき保険金額は七五〇万円であるとして残額六五〇万円（および弁護士費用）の支払を求めて訴えを提起した。

第一審判決（東京地裁平成二年一〇月二三日）は、Xの請求を認容した（ただし、弁護士費用については認められていないようである）。

そこで本件契約のような場合には、相続人は保険金請求権を原始的に取得し、被保険者から相続により取得するものではないから、その取得額は、法定相続分によるものではなく、民法四二七条の規定に基づき各自平等の割合によることとなるとしてYが控訴した（その他、債権の準占有者に対する弁済（民法四七八条）も主張されているが、本件判決ではこの点についての判断はなされていない）。

〔判 旨〕

控訴認容（第一審被告敗訴部分取消・請求棄却）

一 「保険約款に基づき被保険者の法定相続人が受取人となる場合には、被保険者の死亡時の被保険者の法定相続人が受取人となると解されるから（最高裁判所昭和四八年六月二九日第二小法廷判決、民集二七巻六号七三七頁参照）、本件契約に基づく死亡保険金は、これに適用される保険約款によってAの死亡時の法定相続人に帰属する。」

二 「死亡保険金は、相続財産ではなく、相続人の固有財産であって（最高裁判所昭和四〇年二月二日第三小法廷判決、民集一九巻一号一頁参照）、一旦保険契約者に帰属したうえで、相続によってその法定相続人に移転するものではないから、受取人である法定相続人が複数である場合には、民法四二七条により各相続人が均等の割合によってこれを取得すると解するのが相当である。」

〔研究〕

判旨第一点には賛成、第二点には反対

一 はじめに

本件判決は、保険金を受け取るべき者として複数の相続人が存在する場合について、その保険金の帰属割合を判示した判決である。

もともと、死亡保険金受取人として「被保険者の相続人」と指定されていた場合や、保険約款上「受取人の指定なきときは、保険金を被保険者の相続人に支払います」という趣旨の定めがある場合については、それらの意味をどのように解釈すべきか

判例・学説上争いがあった。しかし、本件判決も引用する昭和四〇年代に相次いで出された二件の最高裁判決によって、判例の立場は明確となっている（最判昭和四〇年二月二日民集一九卷一号一頁、最判昭和四八年六月二九日民集二七卷六号七三七頁）。昭和四〇年の最高裁判決は、被保険者の相続人を保険金受取人と指定した場合に、保険金請求権がいったん相続財産となつたうえで相続人に承継されるか、それとも、相続人が固有の権利として保険金請求権を取得するかが争点となつたが、最高裁は後者であると判示した。また、昭和四八年の最高裁判決は「保険金受取人の指定のないときは、保険金を被保険者の相続人に支払う」という約款の意味が問題となつたが、かかる約款は「被保険者が死亡した場合において保険金請求権の帰属を明確にするために被保険者の相続人に保険金を取得させることを定めたものと解するのが相当であり、保険金受取人を相続人と指定したのとなんら異なるところがない」と認定したうえで、昭和四〇年の最高裁判決を引用して同判決と同様の結論に達している。

しかしながら、かかる最高裁の見解を前提にすると、被保険者の相続人が複数いる場合には、それらの者の保険金の取得割合をどのように考えるべきか、ということが問題となつてこざるをえない。保険金請求権がいったん相続財産となつたうえで承継されるとすれば、民法の相続法の規定が適用されることとなりならん問題は生じないが、判例の立場を前提にすることと

がらはそれほど単純ではないのである。この点については、本件判決の時点においては最高裁判決および高裁判決はなく、地裁レベルのものが数件あっただけで（東京地判昭和六〇年一月二五日判例時報一一八二号一五五頁、同昭和六二年三月三一日判例タイムズ六五四号二三六頁など）、本件判決は高裁としては初めての判断と思われる（ただし、本件についてはその後最高裁判決が下されており、そこでは本件判決と反対の論旨が示されている。最判平成六年七月一八日民集四八卷五号一二三三頁）。

そこで、本稿では、判例法としては昭和四〇年代の最高裁判決によって解決ずみと思われる上記の問題（下記四）と、その前提をなす、他人のためにする生命保険契約の法的構造（同三）を論じたうえで、本件判決の直接の争点について若干考察を試みたい（同五）。なお、本件判決は、純粋な生命保険契約についての事例ではなく、積立女性保険契約についての事例であるので、最初にそのことについて簡単に検討を加える（同二）。

二 積立女性保険契約について

まず、AとYとの間で締結された積立女性保険契約がいかなる内容のものであるか、簡単に検討しておく。

一般に積立保険とは、保険期間の満了時に満期返戻金を支払うとされている損害保険の総称、つまり、補償機能に加え貯蓄機能を有する損害保険のことである。その仕組みとしては、保

險期間が長期となっているとはいえ、補償機能を担う保険金額やそれをまかなう補償保険料については、一般の保険と同様の性格を持っている（木村栄一『高木秀卓編損害保険概論二六七頁以下「山下陽生」』。そうであるとすれば、貯蓄機能の点をどのように考えるかは別として、保険契約法理としては、当該保険契約が担う補償機能の観点から考察すべきであろう。

補償機能の観点からすれば、積立女性保険契約は、基本的には傷害保険に分類される（山下（陽）・前掲書二六九頁）。したがって本件判決を論じるにあたっては、傷害保険についての判例・学説上の解釈論を前提にして論じていけばたなりこととなる。

そこで、つぎに傷害保険を保険法上に位置づけるべきかが問題となるが、少なくとも「傷害の直接の結果として、被害の日から一定期間内に被保険者が死亡した場合に特定の金額が支払われるべき」とされる部分（死亡保険金）については、死亡の直接の原因を限定しているのみで、その本質としては生命保険契約における保険給付と同一である。したがって、その場合には生命保険契約の規定を適用すべきである（倉澤康一郎・保険法通論一四八頁、同「生命保険、傷害保険と被害者補償制度」ジュリスト六九一号一二五頁）。本件判決では、まさにかかる意味での死亡保険金の帰属が問題とされているのであるから、以下では、生命保険契約についての解釈論を前提としてその法律上の問題点を考えていくこととする。

三 他人のためにする生命保険契約の法的構造について

他人のためにする生命保険契約の法的構造については、保険金受取人による受益の意思表示を必要としない（商法六七五条一項）という点に特殊性があるだけで、基本的には、第三者のためにする契約（民法五三七条）に属すると解するのが通説である（大森忠夫「保険金受取人の法的地位」保険契約法の諸問題一頁、青谷和夫・保険契約法論一（生命保険）一一八頁、西島梅治・保険法「新版」三三四頁、山下友信「保険金受取人の指定・変更」ジュリスト七四七号二八二頁など。反対する見解として、水口吉蔵「生命保険契約後の受取人の指定と変更」法律論叢二〇巻三号二八七頁、倉澤康一郎「保険金受取人の変更」文研論集八七巻一頁）。

しかしながらかかる見解には大いに疑問がある。その疑問は次の二点に集約される。すなわち、はたして、保険金受取人は他人のためにする生命保険契約の効果として何らかの「権利」（民法五三七条参照）を付与されるのか、また、その前提として保険金受取人の指定が他人のためにする生命保険契約の要素的内容となるのか、ということである。ここで結論を先取りして述べれば、保険金受取人の指定は、契約の要素的内容ではなく、またそうであるとすれば、生命保険契約については自己のための契約しかありえなくなるがゆえ、他人のためにする生命保険契約の直接の効果としては、保険金受取人はなんらの権利を取得しない。以下詳論する。

1 まず、保険金受取人の指定が保険契約の要素的内容となるのか、という点については、近時、倉澤康一郎教授が鋭く批判されたところである（倉澤・前掲「保険金受取人の変更」七頁）。すなわち、同教授によれば、民法の第三者のためにする契約においては受益者が誰かということも、契約の要素的内容であって、その契約が有効に成立するためには受益者についても両当事者の合意がなければならぬ。その点についての合意がなければ契約は不成立となる。これに対して他人のためにする生命保険契約においては、商法六七五条一項但書において保険金受取人の指定、変更は保険契約者の一方的意思表示のみによって可能なのであるから、契約当事者である保険契約者と保険者との合意にとつて、保険金受取人が誰であるかはその要素的な内容ではない。その意味で、他人のためにする生命保険契約は、契約の要素的な内容としては、通常の生命保険契約（自己のためにする生命保険契約）にはかならない（なお、大森忠夫「保険金受取人指定・変更・撤回行為の法的性質」生命保険契約法の諸問題七七頁は、受取人の指定は保険契約の要素的な内容に属さないことを認めるものの、他人のための保険契約を第三者のためにする契約に位置づける。また、山下（友）・前掲「保険金受取人の指定・変更」二八二頁は、保険金受取人の指定は第三者のためにする契約における第三者受益者の決定であって、契約当事者の合意に基づいてなされるべきであるが、保険者は保険金受取人の決定について実質的利益関係を持たないこと

ことから、その同意を要しないというように改変されていると述べる）。

2 では、保険金受取人が享受する利益（商法六七五条一項本文）とは、どのような内容のものとなるのであろうか。この点につき、わが国の通説は「条件付の保険金請求権」であると解する（大森・前掲「保険金受取人の法的地位」一頁以下、とりわけ七頁、一四頁以下、三四頁以下、三七頁以下、同・保険法二七五頁、山下（友）・前掲「保険金受取人の指定・変更」二八六頁、石田満・保険法二八五頁など。これに対し、撤回権が留保されているか否かで権利となるか単なる期待となるか区別する見解として、三浦義道・保険法論三四六頁、河合篤「生命保険契約に因りて生じたる権利の譲渡（一）」民法雑誌四巻三号三二頁。また、第三者のためにする生命保険契約の中には第三者が権利を取得するものと、単なる受益者になるにすぎないものとがあり、そのいずれであるかは、契約当事者の意思表示によって決まるとする見解として、倉澤康一郎「死亡保険金の帰属」保険契約の法理三一六頁）。

しかしながら、そもそも「条件付の保険金請求権」とはいかなる性質の権利を指すのか、必ずしも明らかではない。この点、通説の代表的論者である大森博士は、履行そのものに条件が付されている債権であると解されるものと思われる。ただし、同博士は、保険契約一般について、保険契約者の保険料支払義務と対価性を有する保険者の債務について、条件付の（あるいは

不確定な）保険金支払義務と把握され、その意味を履行そのものに条件が付されている現在の債務であると解されるからである（大森忠夫「保険契約における対価関係について」法学論叢八八巻一―二二三号七頁）。しかしながら、そのようなものが、はたして債務といえるか否かはなだ疑問であるとともに、（倉澤康一郎「保険契約における保険者の出捐―大森教授・棚田助教に答えて―」保険契約の法理二六一頁）同博士は、右の条件を債務の履行期と把握されるようであるが（大森・保険法〔補訂版〕八三頁）、そうであるとすれば、保険契約を双務契約であると認めることは困難であると言わざるをえない（倉澤・現代保険法論九一頁）。したがって、大森博士の見解には賛成することができない。むしろ、民法上、条件付権利と呼ばれているものは「期待権」にほかならないことからすれば（民法一二九条参照）、「条件付の保険金請求権」という言葉で表現されているのは、確定的な保険金請求権を取得することに對する「期待権」を意味すると解すべきであろう。この点は、保険契約の双務契約性を肯定するにあたり危険負担債務説を採り、かつ、危険負担の内容として期待権の創設付与であるとの見解を採用すれば（倉澤・前掲保険法通論三〇頁など）、当然にそう解されることとなるし、その他の見解を採っても、大森博士のような見解を採らないのであれば、そのように考えざるをえないであろう。この点最高裁の中島恒調査官も、通説の立場を解説しつつ（「保険金受取人は」条件が成就したときにはじめ

て権利者となるのではなく、被保険者死亡前において保険契約の効力発生と同時に、すでに、いわゆる条件付請求権すなわち一種の期待権を取得している」と述べられる（法曹会編最高裁判所判例解説民事編（昭和四〇年度）二〇頁）。

ではつぎに、保険金受取人が享受する利益（商法六七五条一項本文）とは、本当に「期待権（条件付の保険金請求権）」であるといつてよいのか。この点を肯定するためには、いくつか説明を要することがあるように思われる。

まず、受取人指定権についての撤回権が留保されている場合（商法六七五条一項但書）には、保険金受取人はかかる権利を喪失する可能性があるが、保険契約の成立とともに発生し、かつ、保険金受取人に帰属している権利がなによえにその権利者の同意なくして奪われうるものであろうか（しかも、撤回権は、原則として留保されていると推定すべきであるとされる。大森・前掲「保険金受取人の法的地位」一九頁）。もちろん「撤回の可否」と「その対象となっている利益が権利か単なる希望にすぎないか」は論理必然の關係に立つわけではないが、撤回が不可能であることと権利性、撤回が可能であることと希望性に親近性があることは間違いない（大森・前掲「保険金受取人の法的地位」六頁）。

また、もし、他人のためにする生命保険契約の効果として保険金受取人の取得すべきものが期待権だとすれば、処分、相続、保存または担保することが認められるはずであるが（民法一二

九条、撤回権が留保されている場合の条件付の保険金請求権については、これを否定する見解も有力である（青山衆司・保険契約法二六一頁など）。権利ならば処分等の対象となり、そうでなければそのようなことは認められないという法原則も、反対にそのような効果を認めるに足る実質的価値を有するか否かの効果論から遡って性質論が導き出されるというような循環論法におちいり易いという指摘（大森・前掲「保険金受取人の法的地位」七頁）は十分首肯しうるが、期待権が債権や物権等とは異なる一つの独立の権利であるとすれば、民法二二九条に定められた諸行為をなしうるのはむしろ事柄の本質上当然のことである（於保不二雄「将来の権利の処分」財産管理権序説三一六頁参照）。もしかりに、処分等を否定する立場に立つとしたら、かかる権利を期待権と呼んだところで、——それに対する侵害行為が違法とされる（民法一二八条）という効果はありうるとしても——無内容のものになりはしないだろうか。倉澤教授による「（被保険者死亡前の）保険金受取人の権利について保険金受取人自身にその処分権が認められていないことは（中略）保険金受取人の権利とよばれているものが実は確定的な財産権ではなくて、単なる期待にすぎないことを意味している」（倉澤・前掲「保険金受取人の変更」一五頁）という指摘は的を射ているように思われる。

さらには、かかる立場を前提とし、かつ後述する四の論点において、死亡保険金受取人が「相続人」と指定されている場合

の意味について判例・通説の立場を採用すると、期待権の帰属者が具体的には誰であるかの確定が困難になりかねない（この点については四において詳しく述べる）。

翻って考えてみると、前述したように、他人のためにする生命保険契約は第三者のためにする契約（民法五三七条）であると考えべきでなく、生命保険契約としては自己のためにする契約しかありえない。とすれば、すでに、そのこと自体からして、保険金受取人は他人のためにする生命保険契約の直接の効果としては、なんらの権利を取得しないのではなからうか。なぜなら、その場合には保険金受取人は契約当事者でないことはもちろん、保険契約の要素的内容にすらなっていない以上、当該保険契約において、保険金受取人に権利を与えるということはありませんからである。もし、当該保険金受取人に権利が付与されるとすれば、保険契約者の単独行為たる保険金受取人の指定行為によるとせざるを得ないが、保険契約の効果として生ずる期待権を、なにゆえ契約者の単独行為によって原始的に保険金受取人に帰属させることができるのであろうか。十分説得的な理由はないように思われる。したがって、他人のためにする生命保険契約の直接の効果としては、保険金受取人は、なんらの権利を取得しない。ただし、保険金受取人は全く権利を取得しえないというのではない。ここで結論のみを述べることで許されたとすれば、受取人は、保険契約者の処分行為（倉澤・前掲「保険金受取人の変更」一六頁参照）により、保険事故発

生後の将来の権利である確定的な保険金請求権を取得するもの
と考える。商法六七五条一項本文の「利益」とは、これを指す
ものである。保険事故発生までは、受取人は、事実上の期待を
有するにとどまる。

四 死亡保険金受取人を「被保険者の相続人」と指定すること
の意味

この点については、判例・学説上すでに確定したかのごとき
観があるが、なお問題点がありうると思われるので、ここで論
ずることとしたい。

まず、判例・通説によって同視して把握されている二つの場
合、すなわち、保険契約者が保険金受取人を被保険者の相続人
と指定した場合（前掲昭和四〇年の最高裁判決がこれにあたる
——以下「最判四〇年型」と呼ぶ）と保険契約者による保険金
受取人の明確な指定はなく、「保険金受取人の指定のないとき
は、保険金は被保険者の相続人に支払います」という約款条項
が存在しているにすぎない場合（前掲昭和四八年の最高裁判決
がこれにあたる——以下「最判四八年型」と呼ぶ）とでは理論
構成が異なりうる。したがって、本件の事案がいずれのケース
に該当するか確認しなければならないが、この点については、
実は本件判決と、本件の上告審判決（前掲最判平成六年七月一
八日）とは異なった事実認定がなされている。すなわち本件
判決は、最判四八年型の事件として把握し、他方本件上告審判
決では、保険金受取人の指定があったもの（最判四〇年型）と

認定しているのである。ここでは、本件判決そのものに対する
判例評釈の領域を若干逸脱する嫌いはあるものの、（一）保険
契約者が死亡保険金受取人として「被保険者の相続人」と指定
した場合（最判四〇年型）、および（二）保険約款上に「保
険金受取人の指定なきときは、保険金は被保険者の相続人に支払
います」という規定があった場合（最判四八年型）に分けて論
ずることとしたい。

1 最判四〇年型について

まず、保険契約者が保険金受取人を抽象的に「被保険者の相
続人」と指定した場合の意味については、判例・学説上次の三
つの見解がある。すなわち、（一）この指定は死亡事故発生の
保険金債権が被保険者の相続財産になるということの意味する
にすぎないものであり、したがって被保険者自身のためにする
契約にはかならないと解する立場（松本蒸治・保険法二二四頁
など）、（二）この記載の時点で保険金受取人として特定人を指
定したものであり、したがってその時点において被保険者の相
続人たりうる地位にある者のためにする契約と解する立場（大
阪地判明治年月日不詳法律新聞七六八号一九頁）、および（三）
被保険者死亡の時における、すなわち保険金請求権発生当時の
相続人たるべき者個人を受取人として特に指定した、他人のため
の保険契約と解する立場（前掲最高裁判昭和四〇年判決、大
森・前掲「保険金受取人の法的地位」五四頁、同「保険金受取
人の指定と包括遺贈」保険契約法の研究三五六頁、青谷・前掲

書二二頁、上田宏「判批」保険判例百選一三三頁、西島・前掲書三三三頁など通説である。思うに、つとに指摘されているように、この問題は、保険契約者がいつたいいかなる者を指定したかという意思解釈の問題であるが（大森・前掲「保険金受取人の指定と包括遺贈」三五四頁、倉澤・前掲「死亡保険金の帰属」三一九頁、同・前掲保険法通論一三二頁など）、このような指定方法が採られる趣旨が「保険事故発生時までに被保険者の相続人となるべきものに変動が生ずる場合にも、保険金受取人の変更手続をすることなく、保険事故発生時において相続人であるものを保険金受取人と定めることにある」（前掲事件最高裁判決、石田・前掲書一八四頁）とすれば、通説の立場が通常の場合の保険契約者の意思に合致するであろう。

ただし、通説・判例の立場によると、前記三の論点との関係において、期待権の帰属者が具体的には誰であるかの確定が困難になりかねないのではなからうか（星野英一「判批」法学協会雑誌八二巻五号六八二頁参照）。すなわち、期待権の付与という給付行為自体は契約成立と同時に——あるいはどんなに遅くとも保険事故発生よりも前に——なされる。しかし、判例・通説によれば、その帰属者が決まるのは保険事故が起こったときである。したがって、条件付の保険金請求権を期待権として把握すると、期待権が帰属すべき時点においては、その帰属者は確定していないし、逆に帰属者が確定された時点では——あるいはそれと同時に——、期待権は消滅していると言わざるを得ない。

えない。第三者のためにする契約において、その「第三者」は契約締結の時には特定していなくても、その後には特定しうるものであればよいことは言うまでもないが（大判大正七年一月五日民録二四卷二二二頁、谷口知平編注釈民法（一三）債権（四）三四一頁（中馬義直）、履行期においては特定できなければならぬ（我妻榮・新訂民法講義Ⅳ「債権総論」二二頁参照）。期待権を誰に対して給付すべきかということは、被保険者の死亡事故の時点において確定されるだけでは足りないというべきである（反対、山下孝之「判批」生命保険判例百選（増補版）二七頁。なお中島・前掲「判批」二〇頁参照）。

これに対し、他人のためにする生命保険契約も自己のための契約にはかならないという私見のような立場からすれば、かかる理論的な困難を生じない。ただし、保険契約の効果はすべて、保険契約者に帰属し、期待権も保険契約者が取得するからである。また、先に述べたように、保険金受取人は、保険事故発生後の確定的な保険金請求権を取得するにすぎず、その時点では「相続人」も確定しているのであるから、その点でも問題を生じないものと考ええる。

2 最判四八年型について

次に、具体的な保険金受取人の指定がなく、保険約款上「保険金受取人の指定がないときは、保険金は被保険者の相続人に支払います」という定めがあった場合はどうか。

この場合には、（保険約款を通じて）「被保険者の相続人」と

いう指定があったものと同視して、上記最判四〇年判決と全く同様に解するのが判例・通説である（前掲最高裁昭和四八年判決、田尾桃二「判批」法曹会編最高裁判所判例解説民事編（昭和四八年度）二七頁、青谷和夫「判批」民商法雑誌七〇巻二号三六一頁、金澤理「判批」判例タイムズ三〇六号七六頁、江頭憲治郎「判批」法学協会雑誌九二巻二号七四三頁など）。これに対して、前掲最高裁昭和四八年判決の事案について、かかる約款規定を「保険者が相続人に善意で支払えば免責される」とことを定めたものと解する見解もある（倉澤・前掲「死亡保険金の帰属」三三一頁。ただし、同判決は団体保険の事件であるため、団体保険の特質をも斟酌して解釈される）。

たしかに、約款文言の文理解釈からすれば、かかる約款は保険金受取人の指定とは言い難く、しかも、約款の解釈は約款の定型化の持つ合理性の範囲にかぎられるべきものであるから（倉澤・前掲「死亡保険金の帰属」三三一頁、自己のためにする生命保険契約において善意支払による免責を認めたもの、とする少数説の見解にはきわめて説得力がある。しかし、自己のためにする生命保険契約であることを前提にしつつ、保険契約者と被保険者が異なる場合において、なにゆえ——保険契約者ではなく——被保険者の相続人に保険金を支払えば保険者が免責されるのであろうか（金澤・前掲「判批」七六頁。なお前掲昭和四八年最高裁判決はまさにかような事例である）。この点にこそ「団体保険の特質」が関係してくるものと思われるが、

はたして「団体保険の特質」ということのみから、金澤教授による批判に答えることは可能であろうか。いずれにせよ、もしかに「団体保険の特質」ということが解釈論上の決め手となるとするならば、団体保険ではない本件の事案については、かかる解釈論を採用することはできないということになる。

なお、少数説に立つと、かかる約款の定めと、本件でYが主張している債権の準占有者への弁済（民法四七八条）との関係が問題とならざるをえないと思われるが、紙幅の関係上、本稿ではそこまでの検討は差し控えたい。

五 相続人の保険金取得割合について

最後に本件判決で直接の争点となった相続人の保険金取得割合について、若干の検討を試みる。

前述したように、本件判決以前においては、この点については地裁レベルの裁判例が数件あったのみであり、しかもその結論は分かれていた（相続割合とするものとして前掲東京地判昭和六〇年一〇月二五日、均等割合とするものとして前掲東京地判昭和六二年三月三一日など）。その結論の分かれ目は、相続人が自己固有の権利として条件付の保険金請求権を取得するのであるから（前掲昭和四〇年最高裁判決）、相続法の規定の適用は全くなき、基本的には分割債権に関する民法四二七条の規定が適用されるが、その際「被保険者の相続人」と指定したことがその相続割合まで民法の相続法の規定によるとの意思表示と解釈されるか（そうであるとすれば、同条の「別段ノ意思表示

示」にあたる）、そのようには解釈できないか（同条の原則にしたがって均等割合となる）という点にある。学説も分かれており、相続割合とする見解（石田・前掲書一八四頁、山下（孝）・前掲「判批」二七頁、洲崎博史「本件判批」商事法務一三七七号八一頁など。ただし、洲崎助教授は相続の規定を類推適用すべきであるとされる）と均等割合とする見解（金澤・前掲「判批」七七頁、山野嘉朗「保険金受取人の指定のないときは保険金を被保険者の相続人に支払う旨の約款の効力」倉澤還暦・商法の判例と論理七七頁、山下典孝「保険金受取割合をめぐる一考察」生命保険経営六一巻二号一五〇頁など）とが対立している。そのような状況の中で、はたして本件判決は後者の立場を採用したのである。

思うに、少なくとも最判四〇年型のケースにおいては、この問題は保険金受取人を「被保険者の相続人」と指定したことをどう解釈するかという問題に内包されるのであって、その意味では当事者の意思解釈の問題である（しかも、保険金受取人の指定が保険契約者の単独行為である以上、保険契約者の意思のみが問題とされる）。そうであるとすれば、具体的な意思が明確であれば格別、原則としては相続割合によるべきものである。う。ただし「相続人の種類と順位は、相続分と密接不可分に関連している」であり、保険契約者の意思解釈からは、受取割合は相続分によるとの指定が含まれていると解すべき」だからである（山下（孝）・前掲「判批」二七頁）。ちなみに、本件に

ついでの上告審判決（前掲最判平成六年七月一八日）も、相続割合によると判示している。

最後に、私見の立場からすれば、この取得割合についての議論の持つ意味は判例・通説の立場とは異なってくるように思われるので、そのことについて付言したい。まず、最判四〇年型においては、判例・通説の立場では、ここでの議論は他人のためにする生命保険契約の法的効果として、どのような割合で「条件付の保険金請求権」が相続人に帰属するかにかかわる。しかし、私見によれば、生命保険契約は、基本的に自己のためにする契約しかなく、その法的効果は、全て保険契約者に帰属する。保険金受取人は、保険契約者の処分行為によって、将来の債権である確定的な保険金請求権を取得しうるにとどまる。したがって、ここでの議論は、保険契約の処分行為の内容にかかわるということになる。

これに対し、最判四八年型のケース、すなわち具体的な保険金受取人の指定がなく、ただ保険約款上「保険金受取人の指定のないときは、被保険者の相続人に支払います」という定めがあった場合はどうか。かかる約款文言の意義について、通説のように、保険金受取人を指定したのと同じであると理解すれば、最判四〇年型のケースについて述べたことがそのまま妥当する。これに対して、一種の免責条項を定めたと解する少数説に立つ場合にはどうなるか。この場合、保険契約者による処分行為はなされておらず、保険事故発生後の確定的な保険金請求権も保

險契約者（その者が同時に被保険者であれば相統法の規定に従い、その相統人）に帰属する。かかる約款は「被保険者の相統人」に対する善意支払による免責を認めるにすぎないものであるから、先の議論は、相統人に対して「均等割合」で保険金を支払った場合に免責となるのか、それとも「相統分」に応じて支払わなければ免責されないのかという点に意味があることになる。しかもその解釈にあたつては約款解釈の一般論にしたがうことになり、保険契約者の意思のみを問題とする判例・通説の立場は、当然には妥当してこないと思われる。

六 終わりに

以上述べてきたことをまとめると、本件においてかりに具体的に保険金受取人の指定があったとすれば（ただし本件判決では否定されている）、Xが支払われるべき保険金は、処分行為としての保険金受取人指定の持つ合理的意思想解からして相統分にしたが、七五〇万円である。 つぎに、本件判決の事実認定にしたがい、具体的な保険金受取人の指定がなかったものとすればどのようなか。前述のような約款の意義を、判例・通説のように保険金受取人を指定したのと同じであると理解すれば、右に述べたことがそのまま妥当する。これに対し、かかる約款を一種の免責条項と考えるかぎり、Xほか九名の相統人は相統法の規定にしたがい、保険金請求権を取得する。したがってXの相統分は七五〇万である。ただし、その後¹⁾に免責の問題が残ることとなる。

したがって、いずれにしても、Xの取得する保険金請求権の金額が均等割合たる一〇〇万円とする本件判決の立場には賛成できない。

鈴木達次